

令和6年1月29日
消防本部総務課

消防団員 各位

源泉徴収票等の記載誤りについて

本市の消防団員に対し支給している職務報酬について、他都市で源泉徴収票および給与支払報告書への支払金額の記載内容の誤りがあったことから、本市の状況を調査したところ、同様の誤りがあったことが判明しました。

この記載誤りにより、住民税および所得税を多く納付している場合があります。該当する消防団員につきましては、多大なご迷惑とお手数をおかけしますことを、お詫び申し上げます。

本件の内容と対応につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

1 誤りの内容

(1) 令和3年分以前

消防団員に発行する源泉徴収票および市町村に提出する給与支払報告書の支払金額欄について年額報酬額が5万円以下の場合、全額非課税対象となり、0円と記載すべきところ、全額を記載していたものです。

(2) 令和4年分

実際の支払金額から5万円の非課税対象額を除いた金額を記載すべきところ、非課税対象額を含めた金額で記載していたものです。

2 影響を受ける方

現在調査中

3 今後の対応

(1) 住民税に関するもの

住民税に関しては、前年分の収入が税額計算の基礎となることから地方税法上の減額の期間制限である5年を遡り、該当する方の居住する市町村に報告します。居住する市町村において、再度税額の計算を行いますので、還付等のお知らせが届く場合があります。

(2) 所得税に関するもの

該当する方には、5年を遡り修正した源泉徴収票を再発行します。

以前の源泉徴収票で確定申告をされた方については、税額が変更になる可能性がありますので、所轄の税務署にお問い合わせください。

担 当 消防本部総務課
課 長 佐藤 良和
内 線 75・430
直 通 823-4000